

第6回京都府税務共同化推進委員会次第

〔平成19年8月27日(月)
午前10時30分～
京都府庁秘書課会議室〕

1 開 会

2 共同化の基本業務について

(電子申告、システムを含めて)

3 課税の共同化について

(法人関係税、固定資産税)

4 そ の 他

5 閉 会

京都府税務共同化推進委員会（第5回）【未定稿】

- 1 日 時 平成19年7月27日（金） 午後1時10分 ～ 2時25分
2 場 所 府庁1号館3階 秘書課会議室
3 出席者 委員6名（橋本委員は欠席）、事務局（総務部理事、税務課長他）

- 4 審議概要
- ・ これまでの中間まとめ（目標徴収率、経費負担割合を含めて）を実施事務局から案を説明し、座長が補足、その上で各委員の意見聴取
 - ・ 中間まとめに基づき、徴収共同化等の具体化作業に入ることを確認
 - ・ 本日の意見を加えたものを、各委員の了承を得てHP等に掲載
 - ・ 課税は、類似するものをグループ化して審議し、その後、不服申立等を審議の上、とりまとめの予定

(1) 座長の補足事項

- ・ 納期の一本化には検討の余地がある。当面は団体の判断尊重、共同化進展に伴い一本化することが望ましい。
- ・ 徹底した業務見直しは、課税業務にも当てはまる。
- ・ 収納に係る金融機関窓口での消込等については、課税団体と金融機関の間の問題として今後さらに検討が必要である。
- ・ 市町村税の目標徴収率は、府内市町村税の最高水準96%が自ずと想定されうる。
- ・ 国保の徴収共同化において、国保「料」の特殊性を考慮する必要がある。

(2) 委員の意見

- 先日の朝日新聞でも市町村の徴収率格差が大きく報道されており、住民の関心は高い。しがらみ切断や徴収強化等が一元化によって可能となる。効果的な取組が期待される。
- とりまとめにあたっては、課税も含めた一元化で、わが国における新しい税業務の体系であることを強調すべきである。
- エルタックス、コンビニ、クレジット納税等の普及との関連も共同化のなかで検討をすすめるべきである。
- 徴収率目標は、自主財源確保のため重要で、徹底して取り組む必要がある。市町村の現状は数十億円の徴収漏れであり、この問題の重要性を強調すべきである。また、徴収は迅速な取組が重要である。早期の具体化が必要である。
- 市町村振興協会で共同化システムへの助成(87,500千円)を決めた。共同化における電算システム等について早期の具体化が望まれる。

(3) 事務局からの報告事項

- 第4回委員会での提案（審議状況等の市町村説明、具体化作業）を受けて報告。
- 市町村税務課長会議（7月19日開催）の概要
 - ・ 平成19年度共同徴収は、8月1日に併任発令し、25市町村、1組合、府が足並みを揃えて取り組む。
 - ・ 当委員会の審議状況を説明し、市町村からは、反対意見はなく、内容の早期具体化、その場合の留意事項が、主な意見・要望として出された。
 - 当委員会で方向性が出た事項については、従来の府・市町村行財政連携推進会議の分科会を改編・拡充して、作業チームを設置し、具体化作業を進める。（専門性強化、実務精通者参画、25市町村参加、密度の濃い審議、市町村の座長就任等）併せて、市町村の税務組織をまとめる税務主管部課長の会議を開催し、具体像づくりを進める。

- 5 次回日程等 日程調整中（8月中に開催予定）
議題は、①課税の共同化（法人関係税、固定資産税の家屋評価等）
②共同徴収システム、エルタックス（電子申告）等
（以上）

中間まとめ（案）

京都府税務共同化推進委員会

1 共同化の目的

◎下線部を追加、修正

- (1) 府・市町村を通じて適正な課税と確実な徴収を進め、公平公正な税務行政を確立すること
このため
 - ・ 業務の標準化を進め公平な課税を実現する
 - ・ 特に効果的な徴収業務の確立を図り、貴重な自主財源の徴収率向上を実現する
- (2) 府民の視点から簡素でわかりやすい一元化された税組織、業務体系を構築すること
このため
 - ・ 重複業務を廃止するとともに、業務の標準化を進め業務を共同化する
 - ・ 複数税目の申告・納付等窓口の一本化により利便性の向上を図る
 - ・ 不服申立等の処理手続を整備し、府民の声に迅速に対応する
 - ・ 徹底したコストの圧縮を図る
- (3) 地方分権の推進に向けて自主財源を確保し、更に税源移譲に応えうる税務執行体制を構築すること

2 共同化の内容

- (1) 府・市町村を通じての税業務の組織と業務フローの一元化(新しい税業務体系構築)
一元化に当たっては、府内1箇所での一本処理及び府内数箇所での広域的な共同処理を実施
 - 府内一本処理の業務
大量反復作業や専門性が高い業務等、一本化处理が最も効果的・効率的・利便性を高める業務（文書・電話催告、特別機動整理案件、窓口一本化、システム管理等）
 - 広域的な共同処理業務
共同処理が必要（効果的・効率的）な一方で、適宜、現地現場での作業が必要な業務（納税折衝、滞納処分、家屋評価業務等）

なお、例外的に、住民との対面でのやりとりが必要な業務や知事・市町村長が名義人として行うべき業務については、各市町村庁舎等で対応（納税証明、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等）
- (2) 業務ついての原則的な標準化、一本化（手続、帳票、処分基準等）
- (3) 徹底した業務見直しによる効率化の推進
（文書催告の共同作成・共同発送、電話催告の共同センター化、消込業務の効率化、補完的・大量反復的作業の外部委託化等）
- (4) 共同化のための組織の要件
 - ・ 責任ある業務執行が可能であること
（法人格、複合的な税業務処理が可能、個人情報保護、経費負担割合が明確等）
 - ・ 共同化のメリット（税込確保、経費削減等）を最大限に発揮できること

3 共同化の基本業務の留意点

(1) 課税データの作成

法人に係る主な税は、一括受付し、電子申告の活用を含めワンストップサービスを実現

- ・ 償却資産の申告を一括で受付・入力し、納税通知書を共同作成・発送
- ・ 給与支払報告書を一括で受付・入力し、市町村にデジタルデータを配信
- ・ 法人市町村民税、法人二税の申告を一括で受付・入力し、プレプリント送付

その他は、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現

(2) 収納データの作成

納付された税金の領収済データ作成については、省力化・迅速化を実現

- ・ 領収済通知書のフローを見直し、消込データ作成を一括委託
- ・ 消込データは各自治体システムに登録し、窓口（収納、還付、証明）業務等に対応可能な体制を確保

(3) 滞納データの管理

納期限後の未納案件は、一元的に共同処理を実施。

支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による財産調査、差押を実施し、徴収率向上を実現

・ 滞納データ収集・督促状発付

納期経過後の未納案件は、府・市町村のシステムからコピーデータを抽出し、ネットワークを介して、支援システムの共同徴収対象者リストに登録し、督促状を発付する方法を検討

異動データ（宛名、消込、課税減額等）も府・市町村のシステムから随時取込むことが必要

・ 電話催告・催告文書発送

支援システムの画面情報を活用し、外部委託による集中的な電話催告を実施。催告文書の作成・発送の集中処理も実施

・ 納税折衝・財産調査・差押・不納欠損

支援システムの進行管理機能を活用し、職員による計画的な納税折衝、財産調査、差押等を実施

4 共同化の効果

(1) 徴収力の向上

- ・ 催告業務の強化、滞納整理の早期着手・早期整理、財産調査の合理化及び職員の専門性向上等による徴収力の向上
- ・ 課題のある団体についても、滞納繰越額の圧縮、納期内納付の促進等による着実な改善が期待できること
- ・ 徴収率(市町村税)の目標としては、組織と業務が一元化されることから、府内市町村税の最高水準を目指すことが適切

〔 ⑩決算徴収率（現滞計） 府内3団体（2市1町）96%以上、
府税97.7%、 25市町村(京都市除く)平均92.4% 〕

(2) 組織の簡素化

- 市町村の滞納整理を強化（業務量を2倍増）した場合でも
- ・ 滞納整理部門については約3割の定数を削減できること（集中処理、業務見直し、外部委託、滞納整理の進捗等）
 - ・ 収納部門については約2割弱の定数を削減できること（集中処理と消込業務の合理化）

(3) 利便性の向上

電子申告（エルタックス）の普及促進をはじめとする申告・納付等窓口の一本化により住民・納税者の利便性が向上すること

(4) 業務フローの明確化

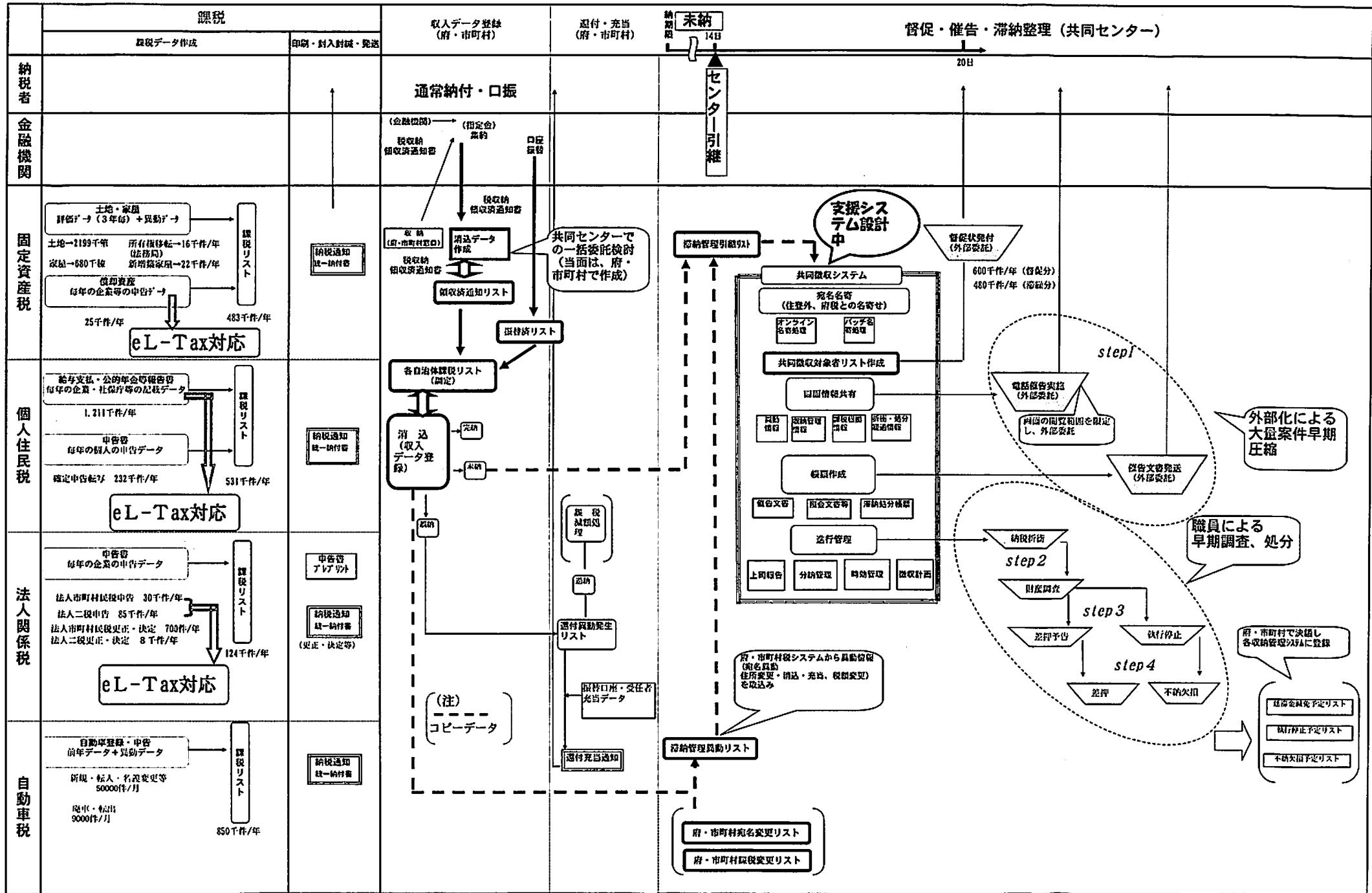
- 各団体別の事務手続、処理基準等が一本化されることにより
- ・ 公平公正が確保されるとともに、業務効率が向上すること
 - ・ 業務の流れが住民・納税者にわかりやすくなり迅速に説明責任を果たせること
 - ・ 課税に必要なデータの入手・入力方法が効率化、合理化されること

5 今後の留意事項

- (1) 円滑な共同作業を支援するための情報システムを、出来るだけ早期に開発・導入する必要があること
- (2) 個人情報保護については万全の措置を講じること（共同組織における個人情報保護条例（規程）の制定、厳格な罰則規定の制定、指揮命令の徹底など）
- (3) 徴収金についての団体間の調整は、経費負担のあり方も含めて、ルールを決定する必要があること
- (4) 人件費、事務所経費、徴税経費等については、府と市町村の負担割合、並びに市町村別の負担割合を決定する必要があること
- (5) 国保の徴収業務については共同化に組み入れる必要があること
- (6) 共同化の具体像づくりのため、本委員会で方向性が明らかになった事項については、市町村と府が一体となって具体化作業に入ること

（以上）

京都府・市町村税務共同処理概要



地方税の電子申告(エルタックス)について

1 現状

○ 概要

地方税の申告などの手続について、納税者や税理士等が自宅等のパソコンからインターネットを利用し、一本の窓口(ポータルサイト)で電子的に行えるシステムを地方公共団体が共同で運用を行っている。

○ 対象手続 都道府県 → 法人二税 市町村→法人市町村民税、固定資産税(償却資産)

○ 利用届出(京都府) 7.44%(19年7月末) 20年3月では、10%以上の見込。

2 課題

○ 対象手続の拡大 給与支払報告書へ拡大(20年1月運用開始目標)

○ 市町村の参画拡大 現在、全国で15政令市と相模原市のみ*(*H20.1から秋田市参加見込み)

3 府・市町村の共同化による推進

○ 市町村参画による効果

◎ ワンストップサービス推進	・ 法人等の利便性向上(一本で電子申告)
◎ 入力業務等の効率化	・ 給与支払報告書等の入力業務削減

○ コスト削減

電子化協議会への負担金(見込) 府内25市町村計 2,750万(会費120万+運用経費2,630万)/年間

自治体側機器等コスト(見込) 単独導入の場合: 1団体あたり 初期 2100万程度、機器等運用コスト 1200万程度/年間

コスト削減方向	負担金の見直し	→ 地方税電子化協議会と調整
	ネットワーク費用	→ 府の電子申告のネットワークを流用
	審査サーバー機器費用	→ 府の審査サーバーを流用
	システム改修費	→ 法人市町村民税システムの一本化(25システム→1システム)

共同化を支援するシステムの要素

I 課税データの作成

- 法人に係する主な税は、一括で受付し、エルタックス（電子申告）をプラットフォームにワンストップサービスを実現
 - ・償却資産の申告を一括で受付・入力、納税通知書を共同作成・発送
 - ・給与支払報告書を一括で受付・入力、市町村にデジタルデータを配信
 - ・法人市町村民税、法人二税の申告を一括で受付・入力、丸外送付
- その他は、データ連携や入力等の一括委託によりコスト削減を実現

II 収納データ登録

納付された税金の領収済データ作成については、コンビニ並みの省力化・迅速化を実現

- ・領収済通知書のフローを見直し、消込データ作成を一括委託
- ・消込データは各自治体システムに登録、窓口（収納、還付、証明）業務等に対応

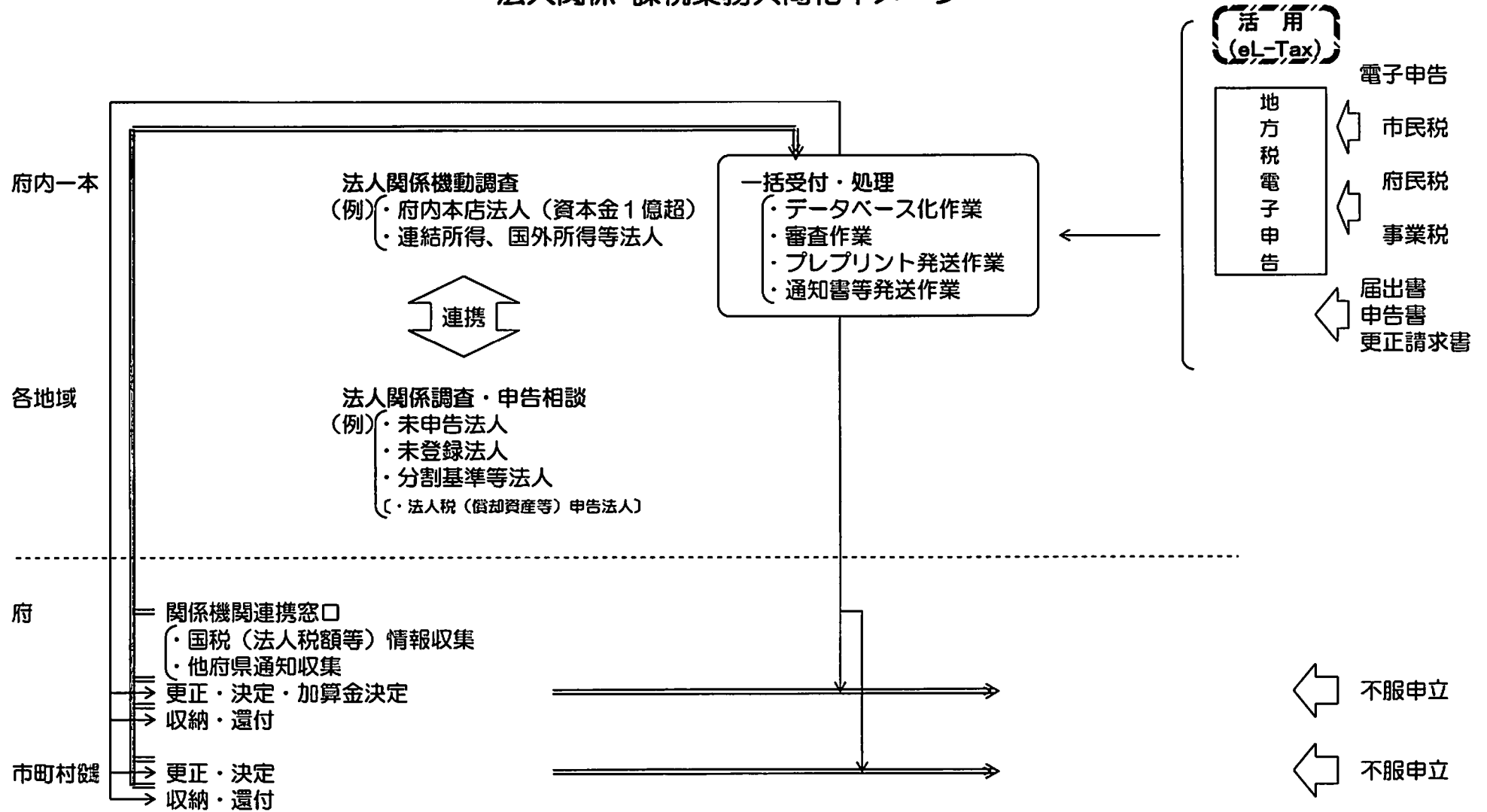
III 滞納データ管理

納期限後の未納案件は、共同センターでデータを管理、広域的に共同処理。支援システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による財産調査、差押を実施し、徴収率向上を実現

- 滞納データ収集・督促状発付
納期経過後の未納案件は、府・市町村システムからコピーデータを抽出し、ネットワークを介して、支援システムの共同徴収対象者リストに登録、督促状発付
異動データ（納税者住所、収納、減額等）も府・市町村システムから随時取込
- 電話催告・催告文書発送
支援システムの画面情報を活用し、外部委託による集中的な電話催告を実施。バッチ処理により一斉催告文書を作成・発送
- 納税折衝・財産調査・差押・不納欠損
支援システムの進行管理機能を活用し、職員による計画的な納税折衝、財産調査、差押等を実施

法人関係 課税業務共同化イメージ

8



法人市町村民税・法人府民税・法人事業税制度概要

	法人市町村民税	法人府民税	法人事業税																							
課税根拠	応益課税	応益課税	所得課税・応益課税																							
納税方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式																							
課税主体	市町村长	京都府知事	京都府知事																							
課税内容	法人税割・均等割	法人税割・均等割	所得割・付加価値割・資本割・収入割																							
納税義務者	① 地方公共団体内に事務所等を有する法人 ② 地方公共団体内に寮等を有する法人で事務所等を有しない法人 ③ 地方公共団体内に事務所等又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(収益事業を行うものを除く。) ※原則、①は法人税割と均等割、②、③は均等割のみ課税	① 地方公共団体内に事務所等を有する法人 ② 地方公共団体内に寮等を有する法人で事務所等を有しない法人 ③ 地方公共団体内に事務所等又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(収益事業を行うものを除く。) ※原則、①は法人税割と均等割、②、③は均等割のみ課税	地方公共団体内に事務所等を有する法人等で、 ① イ 外形標準課税対象法人(資本金1億円超) ロ 公益法人等 ハ 特別法人 ニ 人格のない社団等 ホ 投資法人及び特定目的会社 ヘ ロ〜ヘ以外の法人で資本金が1億円以下のもの又は資本若しくはは 出資を有しないもの ② 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に限る) ③ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業 ※ ①イ、②、③以外は所得割のみ課税																							
6 法人税割	課税標準	法人税の規定によって計算した法人税額 (法人税申告書項番10)	法人税の規定によって計算した法人税額 (法人税申告書項番10)																							
	税率	12.3%(14.5%) ※括弧内は超過税率	5%(5.8%) ※括弧内は超過税率																							
	計算過程	① 課税標準額からの控除計算(還付法人税額等の控除など) ② 分割基準法人の従業者数によるあん分計算 ③ 法人税割額の算定 ④ 税額控除の計算 (外国税額控除、仮装経理控除) ⑤ 中間納付額の控除、租税条約控除	① 課税標準額からの控除計算(還付法人税額等の控除など) ② 分割基準法人の従業者数によるあん分計算 ③ 法人税割額の算定 ④ 税額控除の計算 (外国税額控除、仮装経理控除、 <u>府民税の利子割控除</u>) ⑤ 中間納付額の控除、租税条約控除																							
	分割基準法人	・ <u>2以上の市町村</u> に事務所を有する法人 ・ あん分基準は従業者数(市内従業者数/総従業者) ※ 法人府民税では、単独法人であっても、法人市町村民税では分割法人である場合がある。	・ <u>2以上の都道府県</u> に事務所を有する法人 ・ あん分基準は従業者数(府内従業者数/総従業者)																							
均等税	税率判定基準	資本金等の額、市内の従業者(50人超・50人以下) ※括弧内は、市内従業者が50人超の場合	資本金等の額																							
	税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 資本金等の額 50億超</td> <td>41万(300万)</td> </tr> <tr> <td>② 資本金等の額 10億超～50億以下</td> <td>41万(175万)</td> </tr> <tr> <td>③ 資本金等の額 1億超～10億以下</td> <td>16万(40万)</td> </tr> <tr> <td>④ 資本金等の額 1千万超～1億以下</td> <td>13万(15万)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人等</td> <td>5万(5万)</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	税率	① 資本金等の額 50億超	41万(300万)	② 資本金等の額 10億超～50億以下	41万(175万)	③ 資本金等の額 1億超～10億以下	16万(40万)	④ 資本金等の額 1千万超～1億以下	13万(15万)	⑤ 上記以外の法人等	5万(5万)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 資本金等の額 50億超</td> <td>80万</td> </tr> <tr> <td>② 資本金等の額 10億超～50億以下</td> <td>54万</td> </tr> <tr> <td>③ 資本金等の額 1億超～10億以下</td> <td>13万</td> </tr> <tr> <td>④ 資本金等の額 1千万超～1億以下</td> <td>5万</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人等</td> <td>2万</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	税率	① 資本金等の額 50億超	80万	② 資本金等の額 10億超～50億以下	54万	③ 資本金等の額 1億超～10億以下	13万	④ 資本金等の額 1千万超～1億以下	5万	⑤ 上記以外の法人等
資本金等の額	税率																									
① 資本金等の額 50億超	41万(300万)																									
② 資本金等の額 10億超～50億以下	41万(175万)																									
③ 資本金等の額 1億超～10億以下	16万(40万)																									
④ 資本金等の額 1千万超～1億以下	13万(15万)																									
⑤ 上記以外の法人等	5万(5万)																									
資本金等の額	税率																									
① 資本金等の額 50億超	80万																									
② 資本金等の額 10億超～50億以下	54万																									
③ 資本金等の額 1億超～10億以下	13万																									
④ 資本金等の額 1千万超～1億以下	5万																									
⑤ 上記以外の法人等	2万																									
課税標準 人及び 事業 税率 税 分割 基準 認	○ 課税標準 ① 所得割:各事業年度の所得及び清算所得 ② 付加価値割:各事業年度の付加価値額 ③ 資本割:各事業年度の資本金等の額 ④ 収入割:各事業年度の収入額 ○ 税率(括弧内は超過税率) ① 所得割:5%(5.25%),7.3%(7.665%),9.6%(10.08%) ② 付加価値割:0.48%(0.504%) ③ 資本割:0.2%(0.21%) ④ 収入割:1.3%(1.365%)	・ 2以上の都道府県に事務所を有する法人。あん分基準は ① 製造業:従業者数 ② 非製造業:従業者数及び事務所数 ③ 鉄道業:軌道の延長距離 ④ 電気供給業:発電用固定資産及び事務所等の固定資産 ⑤ 倉庫・ガス業:事務所等の固定資産 など																								

⑰ 法人市町村民税、法人府民税、法人事業税の概況

市町村名	法人市町村民税		
	法人均等割 納税義務者数(人)	法人均等割額 (千円)	法人税割額 (千円)
京都市	46,129	4,999,082	23,485,020
福知山市	2,157	361,501	1,081,335
箕鶴市	2,089	261,904	587,787
綾部市	815	118,317	307,821
宇治市	3,137	382,777	1,968,729
宮津市	796	118,914	147,944
亀岡市	1,557	201,400	580,926
城陽市	1,146	140,384	295,544
向日市	861	107,207	232,818
長岡京市	1,377	218,125	923,321
八幡市	1,184	158,646	367,155
京田辺市	1,020	143,325	332,509
京丹後市	974	118,195	238,885
南丹市	782	77,514	138,883
大山崎町	213	38,826	217,454
久御山町	1,304	180,031	457,425
井手町	163	18,481	37,699
宇治田原町	234	34,775	147,707
山城町	204	20,937	45,538
木津町	507	83,088	105,552
加茂町	167	15,804	18,903
笠置町	35	7,611	1,179
和束町	118	11,491	6,766
精華町	450	81,367	210,845
南山城村	41	4,985	13,598
京丹波町	381	36,452	50,427
伊根町	53	7,438	4,833
与謝野町	438	54,773	68,367
合計	68,312	8,003,350	32,074,970

	法人府民税均等割 納税義務者数(人)	法人均等割額 (千円)	法人税割額 (千円)
京都府	58,966	2,812,439	15,307,071

法人事業税額 (千円)	98,695,212
----------------	------------

資産関係 課税業務共同化イメージ

土 地	家 屋	償却資産
<p>◆ 評価業務（3年毎の評価替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査 ・ 航空写真 ・ 農地変更通知等 ・ 評価作業 ・ 鑑定依頼等 <p>（現行） 府・市町村の共同作業</p> <p>（将来）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割評定 ・ 府固定資産評価審議会による 基準地価格調整 ・ 負担調整措置 等 	<p>◆ 新增築分の評価業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実地調査 ・ 建築計画概要閲覧等 ・ 評価作業（再建築費方式） ・ 説明作業 <p>（現行） 府：非木造（一定規模以上） 市町村：木造 他</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で共同化 （家屋共同評価センター） ○ 府内一本で機動的評価作業 （広域家屋評価専任チーム） 	<p>◆ 納税義務者からの対象資産の申告</p> <p>（現行） 各企業等から資産所在市町村毎 に申告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府内分一括申告・受付 一括受付システム eL-Tax対応
<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・ 法務局登記済通知書</p> <p>（現行） 府・市町村が各々収集 （不動産）（固定）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一元収集 	<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・ 法務局登記済通知書</p> <p>（現行） 府・市町村が各々収集 （不動産）（固定）</p>	<p>◆ 納税義務者（所有者）の確定 ・ 申告督促</p> <p>（現行） 市町村が各々督促</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域で共同化 （家屋共同評価センター調査・法人関係調査）

不動産取得税・固定資産税・都市計画税制度概要

	不動産取得税	固定資産税	都市計画税																																											
課税根拠	応益課税	応益課税	応益課税																																											
納税方式	賦課課税方式	賦課課税方式	賦課課税方式																																											
課税主体	<u>京都府知事</u>	<u>市町村長</u>	<u>(都市計画地域を有する16)市町村長</u>																																											
課税客体	不動産(土地又は家屋)の取得	土地、家屋及び償却資産	原則として市街化区域内の土地及び家屋																																											
納税義務者	不動産(土地又は家屋)の取得者	土地、家屋又は償却資産の所有者 登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者。償却資産課税台帳に所有者として登録されている者 ※ 償却資産とは、事業のために用いることができる機械・器具・備品等。 ⑩ (土地：804,665人、家屋：816,867人、償却資産：58,330人)	土地又は家屋の所有者 ⑩ (土地：575,178人、家屋：629,173人)																																											
課税標準	価格(適正な時価) ※固定資産課税台帳に登録されている価格。 価格が登録されていない等の場合は、固定資産評価基準によって評価した価格	価格(適正な時価) ※固定資産課税台帳に登録された価格(固定資産評価基準によって評価決定した価格) ※土地及び家屋は3年ごとに評価替え ※住宅用地の課税標準の特例措置、土地についての税負担の調整措置等	価格(適正な時価) ※固定資産税の課税標準 ※住宅用地の課税標準の特例措置、土地についての税負担の調整措置																																											
税率	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">取得日 種類</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>18年3月31日</td> <td>20年3月31日</td> <td>21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td colspan="3">3%</td> </tr> <tr> <td>家住宅</td> <td colspan="3">3%</td> </tr> <tr> <td>屋住以外</td> <td>3%</td> <td>3.5%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	取得日 種類	～	～	～	18年3月31日	20年3月31日	21年3月31日	土地	3%			家住宅	3%			屋住以外	3%	3.5%	4%	<p>1.4%(標準税率)</p> <table border="1"> <tr> <td>1.4%</td> <td>17 市町村</td> </tr> <tr> <td>1.5%</td> <td>6 市町</td> </tr> <tr> <td>1.6%</td> <td>2 市町</td> </tr> <tr> <td>不均一</td> <td>1 市</td> </tr> </table>	1.4%	17 市町村	1.5%	6 市町	1.6%	2 市町	不均一	1 市	<p>0.3%(制限税率)</p> <table border="1"> <tr> <td>0.10%</td> <td>4 市</td> <td>0.28%</td> <td>1 市</td> </tr> <tr> <td>0.15%</td> <td>1 市</td> <td>0.30%</td> <td>2 市</td> </tr> <tr> <td>0.22%</td> <td>1 町</td> <td>不均一</td> <td>1 市</td> </tr> <tr> <td>0.25%</td> <td>6 市町</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	0.10%	4 市	0.28%	1 市	0.15%	1 市	0.30%	2 市	0.22%	1 町	不均一	1 市	0.25%	6 市町		
取得日 種類	～		～	～																																										
	18年3月31日	20年3月31日	21年3月31日																																											
土地	3%																																													
家住宅	3%																																													
屋住以外	3%	3.5%	4%																																											
1.4%	17 市町村																																													
1.5%	6 市町																																													
1.6%	2 市町																																													
不均一	1 市																																													
0.10%	4 市	0.28%	1 市																																											
0.15%	1 市	0.30%	2 市																																											
0.22%	1 町	不均一	1 市																																											
0.25%	6 市町																																													

⑰ 固定資産税、不動産取得税の概況

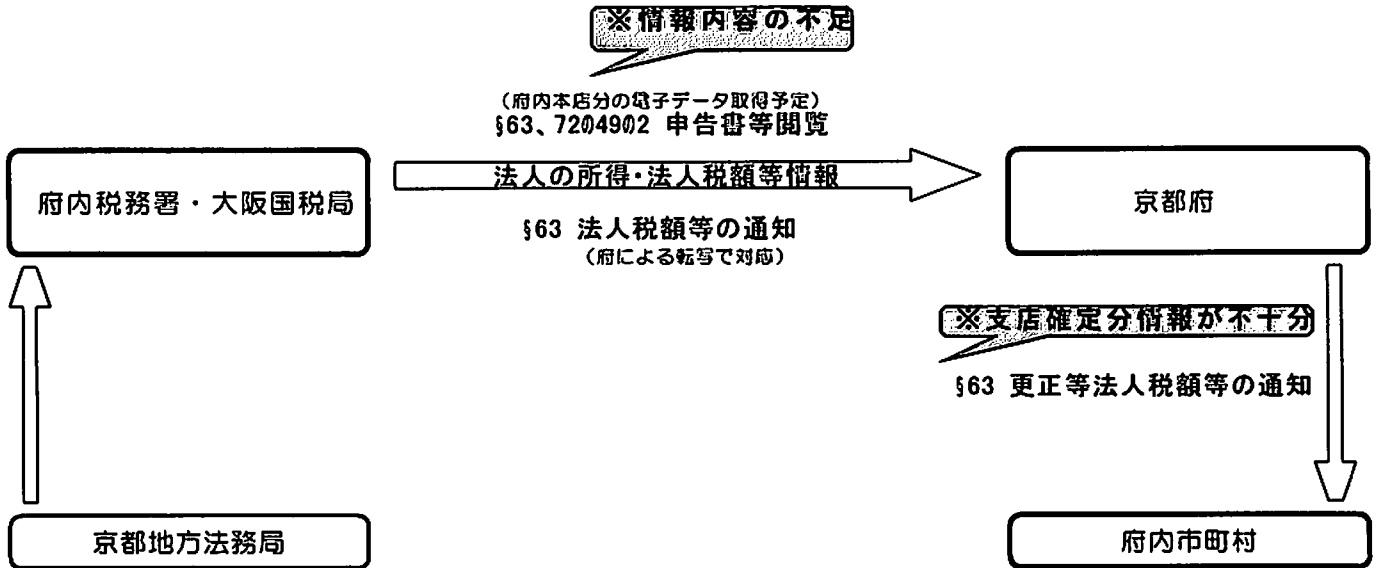
市町村名	固定資産税 土地 納税義務者数 (人)	土地 評価総筆数 (筆)	土地 調定額 (千円)	固定資産税 家屋 納税義務者数 (人)	家屋棟数 (棟)	うち 新增家屋棟数 (棟)	家屋 調定額 (千円)	固定資産税 償却資産 納税義務者数 (人)	償却資産 調定額 (千円)
京都市	377,615	733,823	47,400,761	442,184	733,680	11,637	46,594,722	33,458	12,444,316
福知山市	36,641	295,789	2,199,295	26,695	61,241	554	2,723,899	1,597	1,267,632
舞鶴市	26,957	210,656	2,103,628	28,989	50,601	505	2,441,644	1,502	5,132,575
綾部市	18,744	174,503	907,767	14,412	38,465	287	1,068,764	689	749,635
宇治市	53,518	99,058	4,761,553	58,293	72,665	1,237	4,603,408	2,198	1,487,284
宮津市	10,986	101,980	487,796	8,922	23,955	153	808,977	1,109	509,460
亀岡市	37,808	140,458	1,925,004	29,872	52,877	522	2,481,854	1,680	803,289
城陽市	26,889	56,856	1,715,865	26,124	37,144	417	1,622,955	692	491,413
向日市	15,425	26,639	1,487,646	16,255	21,134	418	1,074,683	487	400,931
長岡京市	21,602	42,378	2,333,116	23,138	32,666	935	1,966,360	910	912,189
八幡市	18,427	42,449	1,836,976	20,034	22,914	424	1,702,416	1,006	500,354
京田辺市	19,165	56,119	1,803,658	18,051	31,276	2,389	1,854,265	767	760,740
京丹後市	27,300	335,005	849,554	22,692	68,817	415	1,578,847	4,911	499,235
南丹市	22,451	140,453	616,032	12,971	31,879	197	897,835	708	939,614
大山崎町	4,174	8,600	693,555	4,994	6,175	95	460,015	248	468,331
久御山町	5,941	17,292	1,316,446	4,762	9,132	108	1,005,246	960	551,132
井手町	3,050	14,299	242,327	2,770	5,844	43	196,964	206	75,931
宇治田原町	4,147	24,508	397,207	3,222	6,080	50	422,642	295	366,798
山城町	4,043	21,411	271,124	3,395	7,840	68	209,524	247	62,081
木津町	12,626	40,730	1,107,992	11,186	17,649	541	1,227,670	402	401,924
加茂町	7,132	40,702	273,574	5,739	9,142	70	277,869	283	79,555
笠置町	2,047	10,581	43,891	767	1,517	7	68,095	65	34,365
和束町	2,877	24,132	58,191	2,065	5,712	38	104,823	200	74,506
精華町	11,722	39,518	1,027,945	10,322	16,005	279	1,139,486	666	253,845
南山城村	3,109	22,630	44,999	1,513	4,041	16	94,995	90	77,206
京丹波町	18,345	101,249	369,018	7,419	18,769	115	567,794	587	307,460
伊根町	2,500	42,301	16,149	1,557	3,531	24	42,252	364	21,581
与謝野町	9,424	69,246	319,607	8,524	22,758	99	513,207	2,003	108,605
合計	804,665	2,933,365	76,610,676	816,867	1,413,509	21,643	77,751,211	58,330	29,781,987

京都府	不動産取得税 土地調定件数 (件)	土地調定額 (千円)	不動産取得税 家屋調定件数 (件)	家屋調定額 (千円)
	21,132	5,098,972	27,153	5,864,709

税業務の協力関係（フロー図）

◇法人税関係（法人市民税、法人府民・事業税）

※法人に係る所得・法人税額等は、税務署・国税局に申告、データが集積。
法律で、国から府への通知、府から市町村への通知により情報を共有。
(提供される情報の内容に不足等があるため、調査等補完が必要)



◇固定資産税関係（不動産取得税）

※固定資産の登記情報は国（法務局）が提供、価格等情報は市町村が提供、市町村には登記・価格等情報が集積。市町村と府の間では、法律上の市町村からの価格付き不動産取得申告書の送付に替え、登記済通知書写の提供、府による法務局調査の実施等による事務配分をするとともに、価格に関して新增築家屋に係る評価を分担。

